

# 回 答 書

業務名	多賀城市 P H R を活用した生活習慣病ハイリスク者への遠隔保健指導プログラム運営業務（令和 8 年度・令和 9 年度健診分）		
番号	質問項目	質問事項	回答事項
1	主治医との連携	対象者（「5 対象者」）には、糖尿病治療中断者や医療機関未受診者が含まれると思うが、主治医がいない対象者への指導にあたり、主治医の承諾書の取得や医療機関への受診確認等は必要か。	委託者がプログラム利用勧奨を行い、利用意向確認及び一定の要件に合致した方のリストを受託者に送付しますので不要です。
		主治医がいない場合の指導開始にあたっての対応方針あるか。	主治医がいない場合に係る一律の対応方針はありませんが、委託者が健診結果等の状況から指導上の留意事項がある場合には、受託者にお伝えします。
2	対象者の除外基準	特定の疾患の既往がある対象者について、受託者が遠隔支援における安全管理上の理由から指導対象外とすることは可能か。 禁忌条件（例） 1.CKDステージ4期以上の方 2.1型糖尿病の方 3.精神疾患での入院歴がある方	仕様上対象外とする基準として示さないため、使用機器など受託事業者の指導上の特徴ともなり、協議によって対象外とすることになります。 対象外としたい条件がある場合は、書類審査及び提案プレゼンテーション実施時にも提示してください。
3	指導従事者の資格要件	仕様書「8 人員等について」に「保健師、管理栄養士、健康運動指導士などの専門職」とあるが、「など」に含まれる専門職の範囲について、具体的には、保健指導についての知見、医療専門知識を豊富に有する看護師及び理学療法士は本業務の指導従事者として可能か。	法律に基づく保健指導実施者となるため、保健指導の統括者は、保健師、管理栄養士とします。 看護師については、実務経験など一定の基準を満たし、保健師・管理栄養士と合わせた指導であれば可能とします。 また、運動等の指導は、十分な専門知識と技量を持つ理学療法士であれば、従事可能です。

4	初回面接の実施方法	<p>仕様書「6(4)イ」に「面接はICT機器を用いてオンライン上で実施するものとする」とありますが、これはビデオ通話（映像を伴うオンライン面接）を想定か。電話のみでの面接は可能か</p>	<p>初回面接については、ICT機器を用いた映像を伴うオンライン上で実施することとし、電話のみでの面接は不可とします。</p> <p>初回面談以外については、やむを得ず行えない場合には、可能とします。</p>
5	ICT機器の貸出し	<p>仕様書「6(4)ウ」に、利用者が使用するICT機器について「本人が所持しているものを使用又は受託者から貸出する」とありますが、過去の事業実績等から、ICT機器の貸出が必要となる対象者の割合の目安があるのか。</p>	<p>類似事業において、パソコン又はスマートフォンやタブレット端末等の通信機器（ICT機器）の貸出し実績はありませんので想定しておりません。</p> <p>本人が所持するもののみで対応するという受託条件を提示する場合は、書類審査及び提案プレゼンテーションの実施時に、提示してください。</p>
		<p>本事業が新規事業か。</p>	<p>PHRを活用した事業としては、新規事業です。</p> <p>令和7年度及び令和8年度特定保健指導業務では、面接及びICT機器活用型で実施した実績があります。</p>

令和8年2月26日  
多賀城市保健福祉部健康長寿課